

平戸市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査執行の結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和8年2月17日

平戸市監査委員 大浦 雄二
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の対象及び監査の期間

会計課 令和7年11月26日
病院局（生月病院） 令和7年12月18日～19日
病院局（市民病院） 令和7年12月22日～23日

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

- (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指導事項等は次のとおりである。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

■会計課

【指摘事項】

1. 例規の整備について

平戸市公金管理及び運用基準第5条第1項に基金の運用方法が規定されており、その中に「貸付信託」とあるが、現在、これはサービスが終了していることから、適正な例規整備に努められたい。

【指導事項】

1. 契約事務について、

契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 令和7年2月1日付けの平戸市指定金融機関事務取扱契約書について、第11条第2項に「乙が前条の賠償をしないときは」とあるのは「前項」の誤りである。
- (2) 平戸市派出事務取扱に関する協定書について、契約期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、「期間満了2カ月前までに双方から別段の意思表示がないときは、さらに1年間有効とし、以後もこの例による」とされ自動更新する旨の契約としている。

地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない支払いを約束する自動更新条項の定めは適当ではない。

■病院局

【指摘事項】

1. 例規の整備について

所管の例規において、下記のとおり、不備な点が見られたので、適正な例規整備に努められたい。

- (1) 平戸市病院事業職員衛生管理規程及び平戸市立病院企業職員希望降格制度実施規程について、引用条項や条文に誤りがみられた。
- (2) 平戸市立病院処務規程について、病院局長の専決事項や代決に関する規定がなかった。

2. 予定価格調書について

予定価格が、平戸市契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合、同規則第 9 条及び第 25 条の規定により予定価格調書を作成する必要があるが、令和 5 年度の LED スリットランプ導入事業（契約額 1,980,000 円）において作成されていなかった。また、令和 6 年度の血液ガスシステム導入事業については、調書はあるものの、病院事業管理者の押印がなかった。

さらに、予定価格調書の作成を要しない規則第 23 条に定める額の範囲内の契約において、調書が作成されているものが散見されたため、適正な事務執行に努められたい。

[生月病院]

【指導事項】

1. 契約事務について

契約事務において、下記のとおり、不備な点が見られたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 契約の手続きについて、執行伺や契約締結伺のないものが複数あった。また、価格決定に係る見積書について、日付や受付印のないもの、誤った日付が記載されているものが複数あった。[市民病院 14 件・生月病院 2 件]
- (2) 契約書に記名・押印がないものや契約者名が誤っているものがあつた。また、契約書に収入印紙の貼付がないものや仕様書が添付されていないものがあつた。[市民病院 4 件・生月病院 3 件]
- (3) 契約書における契約保証金の欄が未記載のものがあつた。また、記載はあつても「契約保証金は免除とする。」または「免除」と記載されているのみで、契約規則第 33 条の第 1 号から 7 号の中の、どの規定に基づき、免除を行ったものかが不明なものが散見された。[生月病院]
- (4) 在宅酸素濃縮器等賃貸借契約外 2 件について、契約条項に「契約満了前に意思表示がない場合は自動更新する」旨が記載されている。

地方自治法第 232 条の 3 において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契

約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない支払いを約束する自動更新条項の定めは適当ではない。[市民病院2件・生月病院1件]

- (5) 本市の「長期継続契約の運用」において、契約にあたっては、特約事項として「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる」旨を特約事項として明記するとされているが、契約書にその事項がないものが複数あった。[市民病院5件・生月病院2件]

また、年度をまたぐ契約で、長期継続契約による手続きや、債務負担行為の設定がなされていないものが複数あった。[市民病院6件・生月病院1件]

なお、長期継続契約が可能と思われるが、単年度契約としているものが複数あるため、経費削減、事務負担軽減を踏まえ、内容を検討されたい。[市民病院・生月病院]

- (6) 随意契約における業者選定について、その理由が不明なものや、不明瞭なものが複数あった。[市民病院5件・生月病院6件]

- (7) 1者からの見積書の徴取による随意契約ができる場合は、平戸市契約規則第24条ただし書きにおいて、「予定価格が10万円以下のもの、また、契約の目的又は性質、その他やむを得ない理由により、契約の相手方が特定されるとき」とされている。しかしながら、10万円を超える修繕において、1者随意契約を理由とする根拠が示されていないものが複数あった。[生月病院19件]

- (8) 令和5年度の医療廃棄物処理に関する業務委託について、執行伺における1者随意契約の理由を「専門業者で両病院ともに実績があり近隣事業所で他に実施できるものはないこと」としているが、他部局においては他の事業者と契約しているケースがあることから、理由としては不相当と思われる。

また、契約締結伺において、収集運搬についてはA社、処分については、執行伺や価格決定伺になかったB社を契約相手方とする手続きがなされていた。[市民病院]

- (9) 令和5年度の浄化槽清掃業務について、執行伺において、「平戸市生月病院」「職員宿舎A・B棟」「職員宿舎C棟」の3カ所を一括し、見積依頼を2者に対し行い、A社は3カ所を一括した見積書を提出し、B社は箇所毎の見積書を提出している。契約締結にあつては、合計額が安価なA社と契約しているが、契約書は箇所ごとに作成されていた。[生月病院]

- (10) 管理業務や点検業務の報告書等について、職員の確認署名はあるものの、回覧印がなく、職場内で報告事項が共有されていないものと思われた。このため、報告書等において指摘が繰り返されている案件があった。[市民病院3件]

- (11) 令和6年度の生月病院屋根改修工事について、令和7年2月5日付の変更伺の理由を「(受注者から) 工事延長申込書が提出されたため」としているが、工事内容の変更に伴う金額・工期の変更は「発注者」が申し込むものである。また、工期

は2月6日までであるため、変更が分かった早い時期に手続きを行うべきである。

[生月病院]

(12) 工事完成届に不備があるものや、検査調書に不備があるもの、また、工事完成確認書を交付していないものがあつた。[生月病院7件]

2. 切手受払簿について

職員が私的に使用するために切手が販売され、販売した現金については、金庫にて保管されていた。資産の管理上、公費で購入した郵券を私的使用のために販売する行為は不適切と思われる。[市民病院]

3. 事務機器の管理について

事務効率の観点から債権者への振込手続きは、ビジネスバンキングを利用しているが、その手続きに必要なワンタイムパスワード機器が机上にて保管されていた。支出伝票の起票や支払事務は1人の職員が担当しているため、パスワード機器の管理については、事務長が行うなど適正な管理に努められたい。[市民病院]

4. 予算の執行について

令和6年4月末の合計残高試算表について、「預り金」の内訳のうち、「その他預り金」がマイナス残高となっていた。その後も修正がなされておらず、令和7年3月末においてもマイナス残高となっていた。[生月病院]

【意見】

1. 契約における業者の選定について

病院局では、医療機器の購入や保守業務委託を、ほとんど随意契約で行っている。令和6年度は100件を超える契約に対して、契約業者数は30者程度で同一業者が数多く指名され、受注している。これでは競争の原理が十分に働いているとは言い難い。競争の原理を活かすため、契約実績のある業者にこだわらず、指名願提出業者を新たに指名することを検討されたい。

2. 工事等に係る検査について

検査は仕様書や設計図書等に基づき実施し、検査調書は検査結果を報告するものである。病院局の検査調書では検査の合否が記載されていないもの、検査概要の記載や写真もないため、何を検査したのか分からないものが複数あつた。検査調書には検査員が責任をもって、検査の合否及び検査内容を記載するように努められたい。